

令和5年第10回多賀城市農業委員会総会議事録

○総会年月日 令和5年10月26日（木）午後2時から午後3時30分

○総会場所 多賀城市役所3階 第二委員会室

○出席委員 農業委員7名、農地利用最適化推進委員4名

会長

第8番 小西 桃悦

会長職務代理者

第7番 遠藤 光浩

委員

第1番 赤井 利智子

第2番 伊藤 清彦

第3番 加藤 真崇

第5番 佐藤 孝市

第6番 中村 春美

農地利用最適化推進委員

北部区域 大橋 礼子

西部区域 熊谷 俊彦

中部区域 大場 幸一

東部区域 郷古 正夫

○欠席委員

第4番 菅野 眞一

○事務局出席職員

事務局長 千葉 一紀

局長補佐 石山 和彦

副主幹 佐藤 浩

主事 遠藤 和

主事 多胡 樹

○欠席職員

農地係長 紅林 康広

○議事

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名員の指名

4 諸般の報告

5 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

6 その他

7 閉会

○総会の概要

事務局

ただ今より令和5年第10回多賀城市農業委員会総会を開催いたします。

4番委員は、都合により欠席です。また、事務局 農地係長も欠席です。

会長より挨拶をお願いいたします。

会長

～会長挨拶～

事務局

農業委員会規定第9条の規定により会長が総会の議長となり議事を整理することになっております。今後の議事進行につきまして、会長をお願いいたします。

議長

それでは、議事録署名員の指名を行います。議事録署名員は、多賀城市農業委員会規程第20条第2項の規定により、議長において第7番委員、第1番委員を指名します。

続いて諸般の報告は事務局職員をもって説明いたします。

事務局

～令和5年9月28日から10月25日までの活動について報告～

議長

報告事項に移ります。報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について事務局から報告をお願いいたします。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、報告第1号の届出概要と番号1から4番までの内容を説明～

議長

番号1番から4番まで現地調査をしていただいた東部区域担当推進委員より報告願います。

東部区域担当推進委員

現地確認の報告をいたします。市街化区域で住宅化が進んでおり、届出地の西側も昨年住宅地に転用されました。届出地についても転用は問題ないと確認してまいりました。この地区に関しましては、今回の転用で農地がなくなります。以上で報告を終わります。

議長

番号1番から4番までの報告に関し、何か質疑はございませんか。

質疑がないようですので、報告第1号番号1番から4番は終了といたします。

続いて、番号5番の報告をお願いいたします。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、報告第1号番号5番の内容を説明～

議長

番号5番の現地調査をしていただいた中部区域担当推進委員より報告願います。

中部区域担当推進委員

現地確認の報告をいたします。確認した届出地は10㎡で場所は住宅地の隣接地です。転用については問題ないと確認してきました。以上で報告を終わります。

議長

番号5番の報告に関し、何か質疑はございませんか。

質疑がないようですので、報告第1号番号5番は終了といたします。

続いて、番号6番の報告をお願いいたします。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、報告第1号番号6番の内容を説明～

議長

番号6番の現地調査をしていただいた中部区域担当推進委員より報告願います。

中部区域担当推進委員

現地確認の報告をいたします。報告第1号資料3位置図をご覧ください。

以前から農地として使っていた場所です。転用については問題ないと確認してきました。

以上で報告を終わります。

議長

番号6番の報告に関し、何か質疑はございませんか。

質疑がないようですので、報告第1号番号6番は終了といたします。

続いて、番号7番の報告をお願いいたします。

事務局

～議案書及び別紙資料にて、報告第1号番号7番の内容を説明～

議長

番号7番の現地調査をしていただいた西部区域担当推進委員より報告願います。

西部区域担当推進委員

現地確認の報告をいたします。11月19日に調査を行いました。報告第1号資料4位置図をご覧ください。届出地は東側が道路でその周りは住宅地となっております。現在は畑地で野菜などは作られておりませんが、雑草などはなくきれいに整地されております。転用については問題ないと確認してきました。以上で報告を終わります。

議長

番号7番の報告に関し、何か質疑はございませんか。

議長

質疑がないようですので、報告第1号番号7番は終了といたします。

続いて、その他 農地中間管理機構について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

農地中間管理事業及び地域計画について、多賀城市農業委員会として今年度・来年度に向けて取り組んでいかなければならないので、農地中間管理事業及び地域計画の内容についての確認、委員の方々へ実施に向けての説明、今後の進め方について相談を行っていきます。

事務局

～農地中間管理機構を利用した農地賃貸借契約に向けて資料に基づき説明～

- ・これからの農地賃貸借契約について
- ・各契約方法の特徴（中間管理事業、農地法3条、約定書の契約方法の特徴）
- ・多賀城市の方針

事務局

農地中間管理事業の内容説明についての質疑はありませんか。

参加委員

物納の場合も手数料は発生する。ということはどういうことでしょうか。

事務局

金融機関を通じて口座振替した際の手数料とは違います。農地中間管理機構で契約すると物納、金納関係なく、手数料は「受け手」「出し手」のそれぞれに契約料の1%負担が発生します。

参加委員

わかりました。

事務局

今後の進め方についての説明を行います。

事務局

～別紙資料にて、農業委員の皆様へ実施していただきたいこと、農地中間管理事業意向調査担当地区割表、農地中間管理機構契約及び農地法第3条許可のスケジュールについて説明～

議長

多賀城市としては、出来るだけ農地中間管理事業を利用してほしい。せっかくほ場整備をしていただいたので、やはり基本的には金納にもっていくようにするのがよい。

参加委員

農地法第3条の内容について簡単に説明していただきたい。

事務局

～別紙資料にて、各契約方法の特徴に基づき再度説明～

参加委員 質疑者

過去に農地法第3条のトラブル事例はありましたか？

事務局

農地法第3条の賃貸借は過去に1件であり、無事に期間終了し、合意解約され土地も返却されています。現在、農地法第3条の賃貸借契約をしている方はおりません。

契約者と土地所有との間に農地中間管理機構が入り対応するので、メリットの一つとなっています。

参加委員

農地中間管理機構と契約するかしないかについては、理解していない人が契約の拒否をしている方が多いような気がします。例えば、農地中間管理機構契約のメリットで税制上の優遇措置にある固定資産税の軽減について、軽減前の金額と固定資産税の軽減金額を具体的に提示するとわかりやすいと思います。

事務局

地域によって異なるが、固定資産税が2分の1に軽減されるので、具体的な金額について事務局より資料を出します。

事務局

税制上の優遇措置等については、相続税・贈与税にメリットが大きいと思われる。もう少しわかりやすい資料を事務局で準備します。

事務局

続きまして、地域計画についてご説明いたします。

～資料に基づき説明～

11月に2回打ち合わせを予定しています。

以上で、その他 農地中間管理機構および地域計画の説明を終わります。

事務局

第8回農業委員会大会は11月15日(水)午後1時30分から午後4時まで、名取市文化会館で開催されます。午前11時に市役所西側駐車場に集合してください。

次回の多賀城市農業委員会総会については、11月30日(木)午後2時から市役所3階第二委員会議室で開催します。

事務局

～市民等からの苦情について情報共有および周知～

① 野焼きについて

市民の方から環境関係課へ苦情が寄せられています。野焼きはしていないと回答していますが、このような場で確認および周知を行い未然防止の対応をしていきたいと思えます。

② 農道について

最近、農地付近に新たに宅地開発された方から農道に泥が落ちていると多くの苦情が寄せられています。基本的に農道は農作業のために道路なので泥が落ちていたりするのですが、清掃対策もしっかり行っていると回答しております。今までと同様に今後も気を付けて対応していただきたいと思います。

③ 農道について

市議会議員より、農道を一般車両が通行するにあたり、これではいけないという話をいただいております。

農作業に支障をきたしている場所について、来年度は、苦情が多い農道に「農道のため一般車両はご遠慮ください」の看板を設置が必要かと思っております。市街化が進みやりづらさもありますが情報共有してまいりますのでよろしくお願いします。

農地中間管理事業、地域計画の策定など、農地法の手続き以外にこのような集約の仕事が農業委員会の大きな柱となっております。

今までにない新しい業務が増えていくと思いますので、引き続きご協力いただきたいと思います。以上です。

職務代理者

以上で本日の総会を終了させていただきます。慎重なご審議ありがとうございました。

これもちまして、令和5年第10回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後3時30分

以上、多賀城市農業委員会規程第20条第1項の規定に基づき、議事録を作成し、同条第2項の規定により署名捺印する。

令和5年10月27日

令和5年第10回多賀城市農業委員会総会

総会議長 小西 桃悦 ⑩

署名員第4番 菅野 眞一 ⑩

署名員第5番 佐藤 孝市 ⑩